

アスベストの処理時に関する主な法規制の違い

法規制	対象	規制内容	届出対象基準	届出用紙名
労働安全衛生法 (労働安全衛生施工令) (労働安全衛生施工規則) (じん肺法)	石綿を1%以上含有する建材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質作業主任者を選任、作業を管理 ・ 石綿の使用状況を確認、記録を作成30年保管 ・ 作業者は6ヵ月以内の塵肺及び特殊健康診断(石綿)の受診者で無所見者が行う ・ 作業を行なう時は国家検定品防塵マスクを着用 ・ 作業場は他の作業を行う場所と隔離する ・ 法定で定められた標示を見やすい場所に掲示 	吹付けアスベストの除去作業	建設工事計画届出書 (工事着工14日前までに提出)
大気汚染防止法	吹付けアスベスト除去	<p>第18条の12(特定粉じんの濃度の測定) 特定粉じん排出者は、環境省令で定めるところにより、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定しその結果を記録しておかねばならない</p> <p>第18条の17(作業基準の遵守義務) 特定工事を施工するものは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守しなければならない</p>	建物の延べ床面積が500㎡以上、かつ吹付け石綿を使用している面積が50㎡以上の除去	特定粉じん排出等作業実施届出書 (工事着工14日前までに提出)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	解体改修工事等により発生するアスベスト含有建材	比重が0.5以下のアスベスト含有建材(飛散性アスベスト)を処理する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を定め、管理する。	所轄自治体のより義務化している。	特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書
東京都環境確保条例	第123条の2(建設工事等に係る)	・ 作業を行う場所は、プラスチックシート等で区画隔	吹付け石綿及び石綿を含	石綿含有建築物解体等工事施

	<p>遵守事項)</p> <p>石綿を含む建設材料を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事の施行する者は、知事の定める…</p>	<p>離する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離した区画の出入り口に前室を設置する ・ HEPA フィルター装備の負圧機で換気を行う ・ 除去作業は石綿部分に薬剤等で湿潤化し、除去後飛散防止材を吹付ける ・ 	<p>有する保温材の使用する面積が 15 m²以上又は床面積が 500 m²以上の建物の除去、封じ込め工事</p>	<p>工計画届出書 (工事着工 14 日前までに提出)</p>
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例</p>	<p>吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、石綿布、石綿セメント板等が使用されている建築物を解体し、又は補修する作業</p>	<p>条例第 89 条に規定する石綿排出作業を伴う建設工事を施行する者は、当該石綿排出作業による大気汚染の防止を務めるにあたり、作業規準を遵守するものとする。</p>	<p>大気汚染防止法に定められている以外</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 断熱材、保温材石綿布を使用している建物 2. 石綿セメント板 1,000 m²以上 	<p>石綿排出作業開始届出書 (工事着工 7 日前までに提出)</p>